

# 天神山コミュニティ供用施設管理規則

## (目的)

- 第1条 この規則は、天神山コミュニティ供用施設（以下、公民館という）の運営、管理、使用について、施設・備品の保全と公共の秩序を順守することを目的とし、施設の維持管理及び使用について必要事項を定める。

## (施設管理)

- 第2条 1 施設の管理、維持については、自治会役員及び管理人が当たり、自治会長はその統括責任者として、その任務を遂行することとする。
- 2 備品収納庫の清掃、整理整頓については、自治会役員及び管理人がその任にあたり、自治会長が責任者となる。
- 3 公民館は、天神山地区住民の共有財産であり、自治活動の拠点として必要かつ重要な施設であることを地域住民が自覚し、その管理、運営、使用については秩序を順守することとする。

## (管理人)

- 第3条 第1条の目的達成のために管理人を置くこととする。
- 1 公民館の管理業務に当たっては、自治会長の指示に従うものとする。
- 2 職務上知りえた個人情報などについては、守秘義務を順守しなければならない。
- 3 報酬は、自治会総会で承認された年度当初予算の決定額により支給するものとする。

## (管理人の職務)

- 第4条 管理人は自治会長の下、第1条の目的達成のためにこの管理規則に則って職務を遂行しなければならない。

## (管理人の義務)

- 第5条 施設備品の管理に当たっては、次の事項について義務を果たさなければならない。
- 1 施設内外の清掃整理及び附帯物（機材・備品・什器等）の管理
- 2 火災、盗難の予防及び施錠
- 3 施設使用後の点検
- 4 その他規則にない事項は、自治会長の指示に従い、自治会長不在の時は副自治会長の指示を受けるものとする。

## (開・閉館時刻)

- 第6条 1 公民館の使用は原則として、午前9時より午後9時までとする。
- 2 公民館事務受付の時間は原則、火曜日から金曜日までは午前10時から午後4時までとし、土曜日については午前10時から12時までとする。

但し、自治会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(休館日)

第7条 公民館の休館日を設け、次の通りとする。

1 毎週月曜日

但し、自治会長が必要と認めた場合は、変更ができるものとし、休館日を変更した場合は、代休日を設ける事ができるものとする。

2 ゴールデンウィーク週間の5月3日から5月6日までの4日間

3 盆の8月13日から8月16日までの4日間

4 年末年始の12月29日から1月5日までの8日間

但し、自治会長が認めた場合は、この限りではない。

(施設使用申請)

第8条1 公民館の使用許可を受ける者は、所定の「公民館使用申込書」に次の事項を記載の上、自治会長に提出し許可を受けなければならない。但し、使用の2か月前よりの許可とする。

① 使用目的 ② 使用場所 ③ 使用日時 ④ 使用人数 ⑤ 使用責任者

但し、緊急時など、自治会長が認めた場合は、使用申込書の申請による許可を省略することができるものとし、この場合、後日、申請手続きを行うこととする。

2 継続的に使用を希望する者は、構成メンバーに関する次の事項を記載の上、自治会長に提出するものとする。

① 氏名 ② 住所 ③ 年令

(施設使用の許可基準)

第9条1 第1条の目的のため、次に掲げる項の一つに該当する場合は、使用を許可しない。

(1) 自治会事業に支障をきたすもの

(2) 建物及び付属物を破損させる恐れのあるもの

(3) 公序良俗に反するもの

(4) 宗教活動

(5) 物品販売など営利目的の活動

(6) その他、指定管理者契約における使用禁止行為

但し、住民全般に対して有益と判断されるものについては、役員会に諮り、許可することができるものとする。

2 使用許可を受けた後に、本規則第11条1項～3項に抵触する恐れが生じてきた場合は、使用許可を取り消すことができるものとする。また、自治会長が適当でないと判断した時も使用許可を取り消すことができるものとする。

(施設使用許可期限)

第10条 第9条により使用許可を受けた者の使用許可契約期限は原則として六カ月とし、継

続使用の場合は、「継続使用申請書」を提出することとする。

(施設使用者の義務)

- 第 11 条 1 使用許可を受けた者は、公民館管理規則及び使用の心得を守り、自治会長及び管理人の指示を受けなければならない。
- 2 使用終了後、器具等を所定の場所に戻し、空調機器等の確認と清掃・整理しなければならない。
  - 3 使用者は、各団体の備品を公民館に保管することは原則的にはできないが、やむを得ない理由がある時は自治会長の許可を得て、責任を持って管理することとする。
  - 4 清掃等を終えた後、管理人の点検を受けなければならない。

(施設使用料)

第 12 条 公民館の使用料は次の通りとする。

	憩いの部屋	和室 A・B	2階ホール	厨 房	音響機器
地 域 内	500	600	700	1,000	500
地 域 外	750	900	1,050	1,000	500
承認団体	100	100	100		

上記料金は、1時間使用の料金で空調費を含むものとする。但し、厨房、音響機器については1回の使用料金とするものとする。

- 2 2時間以上の利用に関しては、使用時間の前後に準備時間15分、後片付け15分を認めることとする。
- 3 承認団体とは、さわやか天神会、同好会などで承認団体申請を提出し、自治会長が認めた団体で、使用料は無料とし空調費のみを徴収するものとする。
- 4 隣組など地区住民の会合、自治会長がボランティアと認めた場合の会合については使用料及び空調費は無料とする。

(施設使用料の免除)

- 第 13 条 1 行政並びにその他公共機関、及び自治会長が適切と認定した使用については、使用料及び空調費は免除するものとする。
- 2 その他、自治会長が特に認めた場合は、使用料を免除する。

(施設の損害賠償)

第 14 条 使用者が建物又は付属物(障子、畳、襖、机等)を破損した場合は、弁償しなければならない。

附則 この管理規則は、平成 25 年 4 月 1 日から実施するものとする。